

## 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出 額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日 等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		
(財)地域活性化センター	賛助会員	200,000	200,000	平成23年8月31日	地域社会活性化のための人材育 成研修を受講するため。	特財	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しに ついて」(平成24年3月23日付行政改革実 行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、 平成24年度より支出をとりやめた。	有
(公社)土木学会	特別会員	420,000	420,000	平成23年10月14日 平成23年6月16日 平成23年5月31日	土木技術の向上等のための情報 収集(学会誌・論文集の配布、学会 所蔵図書の無料閲覧)、人材育成 (講演会への参加、論文の投稿)等 を行う必要がある。 また支社では、管内においてダ ム、堰等多くの土木構造物を管理し ており、土木工学に関する調査・研 究、学術・技術の評価を行う土木学 会から関連の情報を収集する必要 がある。	公社	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しに ついて」(平成24年3月23日付行政改革実 行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、 平成24年度より機構全体で支出するととも に、支出額を減額。	有
(社)農業農村工学会	賛助会員	350,000	350,000	平成23年7月29日	農業土木に関する技術の向上等 のための情報収集(学会誌の配布、 学会所蔵図書の無料閲覧)、人材 育成(学会誌への投稿、全国・支部 講演会での発表)等 また、支社は複数の施設の建設や 管理を行ううえで農業土木に関する 高い技術・経験等が求められ、支部 に存する関係機関との連携協力が 必要である。	特社	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しに ついて」(平成24年3月23日付行政改革実 行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、 平成24年度より機構全体で支出するととも に、支出額を減額。	有

## 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出 額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日 等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		
(公社)地盤工学会	特別会員	120,000	120,000	平成23年6月30日	地盤工学に関する技術の向上等 のための情報収集(会誌の配布)、 人材育成(研究発表会等の参加)等 を行う必要がある。	公社	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しに ついて」(平成24年3月23日付行政改革実 行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、 平成24年度より支出額を減額。 本社と重複するので中部支社の支出をとり やめた。	有
(公財)日本自然保護協会	団体会員	115,000	115,000	平成23年7月29日	自然環境の保全に関する情報交 換(会報の配布、協会ウェブサイ トの会員専用ページの閲覧、協会蔵書 の利用)、人材育成(イベント、セミ ナー、シンポジウムへの参加優待) 等を行う必要がある。	公財	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しに ついて」(平成24年3月23日付行政改革実 行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、 平成24年度より支出額を減額。 本社と重複するので中部支社の支出をとり やめた。	有
(社)日本大ダム会議	特別会員	1,500,000	1,500,000	平成23年6月16日	ダムの建設・管理、国際交流等に 関する情報収集(同会議の大ダム に関する調査、研究、成果に関する 情報収集、同会議が有するダムに 関する情報、収集資料についての 情報収集、情報交換)、人材育成 (ダムに関する技術交流及び指導、 国際大ダム会議への参加及びその 活動に対する協力、世界各国の会 員から募集した論文による討議研 究、結論、共同研究等)等を行う必要 がある。	特社	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しに ついて」(平成24年3月23日付行政改革実 行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、 平成24年度より支出額を減額。 150万円→30万円	有
(公社)日本河川協会	正会員	100,000	100,000	平成23年6月30日	河川に関する情報収集(会報の配 布、協会所蔵図書の無料閲覧)、人 材育成(講演会、フォーラム等催物 への優先参加)等を行う必要がある。	公社	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しに ついて」(平成24年3月23日付行政改革実 行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、 平成24年度より支出額を減額。 10万円→7万円	有

## 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先 法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定 める会費一口当 たりの金額、もし くは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日 等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の 有無
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分		
(財)日本ダム協会	賛助会員	120,000	120,000	平成23年5月31日	ダムの施工技術の向上等のための情報収集(協会及び協会の制度に基づくダム工事総括管理技術者との意見交換による施工安全対策、最新の技術情報に係る情報交換)、人材育成(ダム施工技術の継承と新たな課題について調査・研究を行い技術力の更なる向上を図る協会の施工技術研究会への参加)等を行う必要がある。	特財	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日付行政改革実行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、平成24年度より支出額を減額。 12万円→6万円	有
(財)日本グラウンドワーク協会	賛助会員	200,000	200,000	平成23年8月16日	地域の環境改善等の観点からの企業、地域住民との連携を通じた施設の整備、管理に関する情報収集(情報誌、会員メールマガジンの配布、情報交換会への参加)、人材育成(研修会への参加、フォーラムへの優待)等を行うため必要がある。	特財	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日付行政改革実行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、平成24年度より支出額を減額。 20万円→5万円	有

## 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
(財)日本水土総合研究所	賛助会費	100,000	100,000	平成23年9月30日	土地改良事業、農業水利等の農業農村整備に関する情報収集(調査研究成果の配布)、人材育成(高度な技術提案をする各種委員会への参加、会員意見の募集)等を行う必要がある。	特財	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日付行政改革実行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、平成24年度より支出額を減額。 10万円→9.4万円	有
(社)建設広報協議会	普通会员	450,000	450,000	平成23年6月30日	当該法人は治水・利水の国土建設に係る広報・啓発活動を推進しており、この活動に参画することにより、当機構の事業活動への国民の理解を増進することに資するため。また、当該法人による各種刊行物、セミナー、広報講習会等により、同行政広報活動に関する横断的情報入手が可能。	特社	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日付行政改革実行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、支出額を削減する方向で調整中。	有
(財)山階鳥類研究所	賛助会員	100,000	100,000	平成23年8月16日	当機構の事業を推進する上で非常に重要である希少猛禽類をはじめとする鳥類の保全技術の向上に関する情報収集(ニュースレター、学術誌の配布)、人材育成(研究所主催の研究會、講演會、講習會等への参加)等を行う必要がある。	特財	国所管	「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日付行政改革実行本部決定)も踏まえ、精査を行った結果、平成24年度より支出額を減額。 10万円→5万円	有

## 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。